

令和3年12月

中札内村議会定例会会議録

令和3年12月8日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課長補佐	渡辺大輔君	総務課参事	山澤康宏君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 柴田翔太郎君

## ◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所管事務調査報告
日程第6		村政・教育行政執行状況報告
日程第7	意見書案第8号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
日程第8	陳情第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の採択を求める陳情
日程第9	報告第5号	令和2年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第10	議案第63号	中札内村庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について
日程第11	議案第64号	中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第65号	中札内村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第66号	中札内村公営企業の設置等に関する条例の制定について
日程第14	議案第67号	中札内村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第15	議案第68号	中札内村課設置条例及び中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第69号	十勝圏複合事務組合理約の変更について
日程第17	議案第70号	中札内村の基本構想について
日程第18	議案第71号	中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定について
日程第19	議案第72号	中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定について
日程第20	議案第73号	令和3年度中札内村一般会計補正予算について
日程第21	議案第74号	令和3年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第22	議案第75号	令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第23	議案第76号	令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第24	議案第77号	令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

## ◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年12月中札内村議会定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番船田議員と7番宮部議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。  
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。  
委員長の報告を求めます。  
宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。  
報告の前に、12月1日からの暴風により、村内では甚大な被害があり、被害に遭われた方々に対しまして心よりお見舞い申し上げたいと思います。  
令和3年中札内村議会12月定例会について、12月1日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、その内容をご報告いたします。  
今定例会への村長提案は、報告が1件、議案が15件であり、報告は、令和2年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、議案については、条例の廃止が1件、条例の一部改正が3件、条例の制定が2件、規約の変更が1件、中札内村の基本構想についてが1件、指定管理者の指定が2件、一般会計及び特別会計の補正予算が5件となっております。  
その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。  
また、議会提案等では、諸般の報告、閉会中の所管事務調査報告が1件であります。  
意見書・請願・陳情等につきましては、意見書が1件、陳情が5件提出されておりますが、陳情のうち1件は所管の総務厚生常任委員会に付託します。  
残りの4件につきましては、資料配布といたしました。  
会期につきましては、本日から14日までの7日間です。  
一般質問は、6名から6問の通告がありましたので、最終日、14日での質問を予定してください。  
一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を

受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくようお願いいたします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

**○議長（中井康雄君）** 報告が終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

**○議長（中井康雄君）** 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの7日間に決定いたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

**○議長（中井康雄君）** 日程第4、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

### ◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告について

**○議長（中井康雄君）** 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、両委員会による合同村内所管事務調査の報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

両委員会を代表して、北嶋産業文教常任委員会委員長。

（北嶋信昭産業文教常任委員会委員長登壇）

**○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君）** おはようございます。

報告の前に、12月1日からの暴風により、村内では甚大な被害があり、被害に遭われた方々に対しまして心よりお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

今年度の第2回合同村内所管事務調査を10月29日に実施し、村公共施設の管理状況、工事の進捗・完成状況、道道静内・中札内線、札内川上流地域などについて調査を行いました。

東戸蔭・新札内南東5線道路路肩拡幅工事については、北海道が農道対策特別事業で整備したもので、整備状況について確認をしました。

この道路は大型車両の通行も多く、路肩も狭いことから、路肩の拡幅工事が行われ、拡幅工事により、路肩が50センチメートル広くなり、安心して通行ができるようになったと思

います。

この路線は、令和元年度から4年度までの4カ年で、村道44号から40号までの区間を整備する計画であります。

予算の関係で全線を整備することが厳しい状況にあるようですが、村道40号までの整備を実施するよう、北海道に対する働きかけに努めていただくことを望みます。

次に、農産物集積場設置状況についてですが、令和3年度から2カ年で、中札内村農協が設置助成する事業で、設置状況について確認をしました。

農協が行った要望調査では、55戸の農業者から96基の設置要望があり、畑作農業者からの要望は非常に多く、設置の必要性も高い事業であります。

1農業者1基として55基の設置を計画しているうち、南工連から調達する砂利の量が不足しているため、今年度は35基を設置する予定であるとの説明を受けましたが、事業実施期間内に要望の全件に対して対応すべきと考えます。

また、2カ年で完了しない場合には、新・元気な畑づくり事業など、他の対策での実施を検討することを望みます。

次に、交流の杜体育館屋根改修工事状況についてですが、長寿命化対策として実施された屋根改修工事の状況について確認をしました。

工事中の利用を可能にすることや産業廃棄物の削減を目的に、屋根の改修は既存の屋根に新たに屋根を重ねる工法で行われていました。

今後、校舎部分の長寿命化対策も必要であり、その際には研修室の利活用も含め検討するとともに、今後も適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

次に、児童館屋上防水・外部塗装工事状況についてですが、交流の杜と同様に、長寿命化対策として実施された屋上防水及び外壁塗装工事の状況について確認をしました。

屋上の排水対策など適正な管理が必要であるとともに、今後も適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

次に、桜六花公園駐車場整備状況についてですが、新たに整備された駐車場の整備状況について確認をしました。

来場者用の駐車場が不足していることから、38台分の駐車場が桜六花公園の南側に整備されました。

そのことにより、桜の開花時期には多くの方が来場されることを望むところであります。

開花時期には、来場者の取付道路から側溝への落下防止対策として、カラーコーン等を設置するなど対策を講じていただくとともに、適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

次に、大規模草地育成牧場のピョウタン牧区草地通用道路の整備状況についてですが、草地までの通用道路の整備状況について確認をしました。

草地更新を行っているピョウタン牧区のうち、令和4年度に草地更新を予定している牧区への車両の進入道路がないことから、今回整備したものであります。

排水対策は行われておりますが、大雨時や春先の雪解け時期に雨水等で道路表面の砂利等が流れ落ちる可能性もあることから、適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

最後に、静内中札内線状況調査についてですが、道路や橋梁等の修復が進み、昨年度に引き続きポロシリ覆道ゲートまで進入可能となっており、平成29年度の雪崩による被災と復旧状況、現道の維持管理状況、上札内橋架替え工事等の進捗状況について確認をしました。

静内中札内線の維持管理には、毎年多額な費用を要しておりますが、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化により多くの来場者が見込まれること、水道水、農業用水、発電用水の水源

地として水質保全管理とダムの維持管理のため、道路や橋梁等の補修、維持が必要であるという観点からも、重要道道として、今後とも適正な管理がされていくことを求めるところであります。

以上、合同村内所管事務調査報告といたします。

**○議長（中井康雄君）** これで合同村内所管事務調査の報告を終わります。

## ◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

**○議長（中井康雄君）** 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 定例会の開会にあたり、9月以降の村政執行状況の主なものについて、ご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、12月1日に発生した暴風の対応について申し上げます。

急速に発達しました低気圧が北海道の北側に進んだことで強い西風が生じ、日高山脈に沿って吹き下ろす暴風となりました。

この暴風において、村内各地において建物損壊、倒木、停電の被害に見舞われました。

まず、暴風警報の発令により、人的被害の発生を防ぐため、防災行政無線、メール配信やSNSを活用して外出を控えるよう注意喚起を行いました。

また、この停電については、12月1日午後6時半ごろに本村を含む4市町村で発生し、本村においては農村部を中心に、最大停電戸数約1,090戸が被害を受けました。

ただちに、暴風災害対策本部を立ち上げ、翌日の12月2日に小・中学校を臨時休校する旨決定するとともに、暴風警報解除後、文化創造センターと上札内交流館を避難所として開設、風倒木による道路調査と通行止めを行いました。

停電については、2日午後10時43分、全面的に復旧した旨の報告を北海道電力より受けております。

開設した避難所については、12月1日から3日までの3日間、停電等によるお困りの方の受け入れを行い、12月2日には村民12名の方が避難所で一夜を過ごしております。

さらに、12月4日、5日の休日ではありますが、職員46名を動員し、公共用地等の支障木や防風保安林の畑への倒木処理を行っております。

幸い、今回の暴風による人的被害はありませんでしたが、倒木の処理作業中に転倒して負傷を負う被害がありました。

今後、正確な被害等の状況の把握に努め、実施した各種対応を検証し、今後に生かすとともに、必要な予算は補正予算により対応してまいります。

なお、友好都市である川崎市川合市長や、日本で最も美しい村連合などからも物資などの提供など、温かい支援のお声掛けをいただいておりますので、ここにご報告申し上げますとともに感謝いたしたいと思っております。

以上、暴風発生に伴う報告とさせていただきます。

それでは、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、本村における地域の防災力向上を図るため、10月13日、

文化創造センターにおいて総合防災訓練を実施いたしました。

洪水災害を想定した訓練で、村民や消防団などの参加のもと、段ボールベッドを使った避難所設営訓練や災害ボランティアの受入訓練、車両に閉じ込められた人を救出する訓練などを行いました。

村の情報発信の強化として、新たにフェイスブック、インスタグラム、ツイッター、ラインを公式SNSとして10月1日から配信しており、イベントや行政に関するお知らせを充実するなど、積極的な情報提供に努めてまいります。

第2回行政区長会議を、市街地区は11月16日に、農村地区は11月22日に開催し、村の施策について説明するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

中学3年生を対象に、中札内村について学び、まちづくりに関心を持ってもらうことを目的とした模擬議会を11月18日に開催し、次代を担う生徒たちからさまざまなご意見をいただきました。

また、中学1年生も同日、総合学習の一環で役場を訪れ、観光や暮らし、産業などについて意見を交わしました。

消防団についてですが、全道秋の火災予防運動期間中の10月22日・30日の両日、中札内及び上札内地区の農家地区における一般家庭防火査察を33名の出席により実施し、火災予防啓発を行っております。

また、11月19日に札幌市で開催された「令和3年度北海道消防表彰」において、中札内村消防団が、規律、訓練及び技能が特に優秀で他の模範となると認められ、道内の消防団で唯一「功労表彰」を受章し、表彰旗を授与されております。

次に企画財政グループについてですが、令和4年度の予算編成については、11月5日に職員への説明会を開催し、予算編成の基本的な考えを示しました。

令和4年度の地方財政の見通しについては、総務省の概算要求において、地方税と地方交付税などを合わせた一般財源総額は、令和3年度と同水準の予算を確保するとしていますが、新型コロナウイルス感染症対策もあり、財政状況が悪化する中、国の一般会計における概算要求総額は過去最大規模となっており、今後、国の予算編成過程の動向を注視してまいります。

令和4年度は、公共施設等の老朽化対応に係る経費も増加が見込まれ、地方債の発行による公債費の増加や基金の取崩しは避けられない状況であります。

社会経済情勢を見極め、状況の変化に応じた適切な対応が図れるよう、一層の危機感を持って予算編成に取り組んでまいります。

移住・定住促進に向けて、村に移住された方で語り合う座談会を9月22日と10月6日に開催いたしました。

また、十勝地域公共交通活性化協議会が主催する地域交通を考える意見交換会が、10月28日に本村を会場に開催されました。

参加された住民の皆さんからいただいたさまざまな視点のご意見をもとに、これからのまちづくりの参考にしてまいります。

ふるさと会については、10月の札幌ふるさと会総会と12月の東京ふるさと会総会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

ふるさと会会員の皆さまとは2年にわたり交流が図れていない状況にあることから、本年も会員各位に枝豆などの地場産品をお送りさせていただきたく、本定例会補正予算として計上しております。

北海道日本ハムファイターズの選手が市町村を応援する「北海道179市町村応援大使」に中札内村が選ばれ、先日行われた抽選会により、加藤貴之選手と玉井大翔選手が今月から1年間、中札内村の応援大使として活躍していただくことになりました。

今後、本村のファイターズ後援会と連携しながら各種事業を展開し、ともに盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、日中の来所が難しい方を対象に、本年5月より月末の最終日に特例的に実施いたしましたマイナンバーカード交付に係る窓口の時間延長については、11月30日の最終日までに28名の方にカードを発行しております。

10月末現在の有害鳥獣駆除の状況については、エゾシカ226頭、キツネ199頭、アライグマ2頭、ヒグマ6頭、カラス822羽、ドバト578羽となっており、捕獲・駆除にあたっていただいた猟友会会員の方々のご協力に感謝を申し上げます。

村内環境美化の取組みについてですが、日本で最も美しい村連合に加盟する全国の自治体による「ビューティフルデー」を10月3日に一斉で実施いたしております。

本村においては、文化創造センター駐車場と上札内交流館の2会場を設け、道道55号沿いを中心としたごみ拾いに、村民や団体のほか、地域貢献による企業などを含め120名の方々にご参加いただきました。

ごみの減量化、リサイクルによる再利用を目的とした、古着・古布等の無償回収を11月6日にリサイクルセンターで実施し、72名の方々から970キログラムの物品が搬入され、引取り業者により搬出いただいております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、65歳以上の方の健康維持、フレイル予防を目的とするお元気度測定会を9月21日、22日に実施し、79名の方が参加されました。

体力測定、簡単な記憶や計算の問題などに挑戦していただき、ご自身の健康管理に役立てていただきました。

在宅医療・介護連携推進と地域住民への普及啓発を目的として、中札内村、更別村、大樹町での3町村合同在宅医療推進フォーラムを、10月9日、文化創造センターを会場にオンライン形式で実施いたしました。

各町村からの取組報告として、本村からは、「中札内村立診療所が目指す家庭医療」と題し、中札内村立診療所高石所長に発表していただいたほか、「人生の心づもりカード」を活用して、参加者自身がどのような最期を迎えたいかなどを、グループに分かれて、楽しく考え語り合い、関心を持っていただく機会といたしました。

本年度の「福祉灯油の支給」については、燃料価格が高騰している情勢から、低所得層の高齢者などが冬期間安心して暮らせるよう、支給基準の上限である1世帯あたり2万円分の灯油購入券の支給を見込み、本定例会補正予算で増額しております。

次に保健グループについてですが、6月より開始いたしました「七色献立プロジェクト健康ポイント事業」は、現在820名を超える参加登録をいただいております。

コロナ禍の中においても、「バーチャル歩数イベント」の実施など、活動量計を活用し、ウォーキングを継続できる環境づくりに取り組んでおります。

また、民間企業と連携し、野菜摂取充足度を表示できる機器「ベジチェック」を活用した健康セミナーを、11月13日、文化創造センターを会場に実施し、42名が参加されました。

インフルエンザワクチン接種についてですが、65歳以上の方と13歳未満の2回の接種が必要なお子さんを対象に、10月13日から優先して接種を開始いたしました。

対象となる65歳以上の高齢者の方1,173名及び乳幼児から高校3年生相当の年齢までの対象者612名へ個別に案内を送付し、11月13日現在、921名が接種を終えております。

今年度より費用助成対象者に妊婦の方を加えるとともに、13歳未満の方の2回目の接種費用を無料といたしました。

また、中札内村立診療所で確保していたインフルエンザワクチンの在庫が少なくなったことから、11月16日より、一旦接種を中断いたしました。12月1日より再開しております。

今後も可能な限り接種体制を確保し、重症化の防止に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチン接種についてですが、11月22日現在、12歳以上の村民の2回目接種率は89.5%で、65歳以上の方の接種率は94.5%と高い接種率となっております。

追加接種の3回目接種は、2回目接種を終了された18歳以上の方を対象に、基本的には8カ月後に順次接種を行うとされましたので、65歳以上の方の3回目の接種開始時期は、2月以降を予定しております。

また、併せて5歳から11歳以下の接種体制の準備を行うとの方針が示されましたので、接種体制確保及び接種費用等について、本定例会補正予算として計上しております。

次に、保育園についてですが、中札内きらきら保育園の生活発表会は、11月27日に開催いたしました。

感染予防対策のため、3歳児、4歳児及び5歳児のクラスの発表を、学年ごとに保護者を入れ替えて見ていただく形となりましたが、元気にのびのびと成長する子どもたちの姿や、練習の成果を十分に発揮した発表会となりました。

感染症が流行しやすい時期を迎えていることから、子どもたちの健康管理に留意して保育に努めてまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況です。

今年は6月、7月に降水量が少なく推移し、一部で干ばつ傾向もみられたところではありますが、全体的には気温が高い日が続く、日照時間も長く好天に恵まれるなど全般的に順調に推移したことから、堅調な出来秋となりました。

農産にあっては、小麦の収量は昨年度よりも大幅な増となり、品質も良好な結果となったほか、枝豆、いんげん、ビートも昨年度を超える収量が見込まれております。

また、一部で干ばつの影響を受けた馬鈴薯、豆類は平年並みと見込まれており、総じて良好な状況にあると伺っております。

畜産にあっては、生乳は収量、単価も良好に推移しており、現段階では安定している状況にあります。

また、鶏卵、肉豚も単価や生産量により、昨年度を超える見込みとなっており、畜産全体でも、生産高は前年を若干上回る見込みであります。

今年の粗生産高は、現在、中札内村農業協同組合で推定額の取りまとめを行っておりますが、過去最高であった令和元年度を越える高い水準になると見込まれております。

この間、懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した、「粋匠品・食の応援団スタンプラリー」は、昨年度よりも538人増の延べ984人から応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

応募された方の地域別の内訳は、村内在が404人、道内在が527人、道外53人で、多くの方に中札内産食材を味わっていただいております。

大規模草地育成牧場は、夏季の放牧を終え、10月中旬以降、順次退牧を行い、10月末時点で昨年同時期よりも47頭増の646頭の舎飼を行っております。

林業関係では、村有林整備事業として、間伐22.77ヘクタール、保育間伐23.75ヘクタールを完了し、地拵え8.22ヘクタールも12月中旬ごろには完了する予定となっております。

商工関係のうち、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策では、飲食店の固定的支出経費を支援する「飲食業光熱水費臨時助成金」として、13事業者に対して374万7,000円を交付しているほか、「商工業家賃等支援臨時助成金」は7事業者に対して122万4,000円を交付しております。

また、村内での消費喚起を図るため、商工会が実施した地域応援プレミアム商品券事業は、10月31日に終了したところですが、利用率はすべての店舗で利用できる券が96.79%、飲食店専用券で89.18%の利用となっております。

村外の方に村の宿泊施設を利用いただくための「泊まろう中札内村」宿泊費助成事業は、10月末時点で488件、173万円ほどの利用となっているほか、9月からは「中札内村ワーケーション実証費用助成事業」を行い、これまで東京に本社がある金融系企業1社が利用し、今後、本村に営業所を開設する動きにつながっております。

観光関係では、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっているイベントが多い状況ではありますが、観光協会では、帯広市の藤丸で11月11日から開催された「とちかち大収穫市うまいもんまつり」に参加し、地場製品のPRと物販を行っております。

札内川園地は、11月3日に今期の営業を終えたところですが、利用者は10月末時点で、昨年度と比較して50%減の約1万4,000人の入り込みとなりました。

利用者が減少した背景には、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の影響で、特に6月、9月は開園できない日が続いたほか、今年度からはキャンプ場のフリーサイトを有料化しており、区画化により利用制限を行ったという要因も考えられるところでもあります。

管理運営方法を見直したことで、夜間の騒音や悪質な利用者への苦情が無くなり、家族連れでも安心して利用していただける環境となりましたが、来年度の運営につきましては、今年の動向を分析し、検証した上で、利用者の増加に向けた取組みを進めてまいります。

道の駅なかさつないの入り込み状況は、10月末時点では46万8,000人で、昨年同時期と比較して5.4%の増加にはなりましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延前の状況と比較すると来場者数は減少しており、回復は鈍い状況にあります。

なお、「道の駅フェア」は、新型コロナウイルス感染予防対策をしっかりと講じたうえで、10月3日に開催し、ばん馬馬車や昆虫観察会、日本航空の協力による飛行機コックピット体験など新たな催しを行ったほか、多くの方に秋の味覚を味わっていただきました。

日高山脈襟裳園定公園の国立公園化に向けては、環境省では、現在、国立公園化に向けた検討作業を進めており、当初は、今年度末にも指定される見込みとなっておりましたが、関係機関との調整等に時間を要していることから、最短で令和4年12月の指定を目指すことになったところでもあります。

村では、日高山脈国立公園化PR事業実行委員会が中心となって、9月末には、上流地域

での散策、自然観察ツアーを実施したほか、10月には知床財団職員、11月には環境省帯広自然保護官事務所職員による講演会を開催し、多くの村民の方に関心を持ってもらい、日高山脈の魅力を知っていただくための取組みを進めてきたところであります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

主な工事の状況ですが、土木関係では、今年度発注の道路橋梁関係は、1件の橋梁護岸補修工事を除き、すべての工事が完了しております。

建築関係では、村営住宅改修工事の中央団地1棟及びあけぼの団地3棟のうち2棟の改修工事を完了し、入居者の移転を随時行なっております。

また、道の駅改修工事は、全体の進捗状況は90%を超え、順調に工事が実施されている状況となっております。

公園関係では、鉄道記念公園整備設計(案)がまとまり、11月18日から12月17日までの期間でパブリックコメントを実施しております。

定住対策事業では、中札内スタイル住宅建設奨励金2件と移住促進奨励金4件を交付しております。

村営住宅入居関係では、一般公募住宅で5件、随時募集住宅で4件の入居を決定しております。

本年度の除雪対象路線等は、村道延長で161キロメートル、歩道延長で24キロメートル、駐車場等の公共施設では47カ所を行い、冬期間通行の安全性を確保してまいります。

なお、11月下旬に例年実施しておりました、共同企業体運営委員会による安全研修会は、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面により交通安全や労働安全対策に対する通知を行い、除雪体制の準備に努めていただいております。

水道関係では、今年度の水道メーター取替え工事が完了しているほか、浄水場濾過池の濾過砂洗浄などの機能維持に係るメンテナンスを終えております。

下水道関係では、汚泥処理を正常に保つため、微生物による処理の調整を行い、機能回復に努めておりますが、流入水の汚れが基準値を超えており、当面は回復が見込めないため、沈降剤の増加が必要な状況となっております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長(中井康雄君)** 次に、上田教育長。

(上田禎子教育長登壇)

**○教育長(上田禎子君)** 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

学校教育関係では、11月8日に南十勝教育振興会主催によるPTA役員研修会兼教頭研修会が文化創造センターで開催され、私が講師となり、「村のアートと教育の関わり」と題した講話と、ピアニスト伊藤夢里子さんのミニコンサートで来場しました南十勝PTA役員らに村の取組みを紹介いたしました。

いじめ問題につきましては、小学校児童会・中学校生徒会の代表が一堂に会して、困ったときに誰にどのように助けを求めるかなどを協議した子ども会議を、昨年を引き続き、11月16日、中学校を会場に開催しております。

木育の推進を誓う全国育樹祭の式典が、10月10日、札幌市で開催され、上札内緑の少年団の団員である上札内小学校児童と中札内中学校生徒それぞれ1名が参加いたしました。

山村留学につきましては、希望のあった5世帯と山村留学推進協議会役員らと順次面談を行っており、昨日、全て終了いたしました。

今後は、12月中に選考会を開催して決定してまいります。

キャリア教育の一環として、包括連携協定を結んだ日本航空のJAL接遇講座を、9月22日中札内中学校で、JALお仕事講座を、10月7日上札内小学校で開催し、一部オンラインを活用した中で、マナーやキャビンアテンダントと整備士の仕事などを学びました。

小学生が楽しみながら英語を学ぶキッズ・イングリッシュ・クリスマスを、12月5日、中札内小学校で開催しております。

学校給食事業では、児童・生徒に、地元で生産、製造されている安全・安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらおうと、11月26日に本村で作られた食材を使用したふるさと味覚給食を実施いたしました。

次に、社会教育の状況ですが、文化事業では、11月3日に、第66回村民文化祭が行われ、2年ぶりの開催となった中札内オンステージでは、子どもから大人まで、この日のために練習した踊りや歌声・演奏を披露しました。

式典では、文化振興に貢献された方に対し文化賞等の表彰を行い、中札内村文化賞1名、文化奨励賞4名に授与いたしました。

作品展示事業では、村民の皆さまの幅広いジャンルから多数出品があり、文化月間事業では、後援事業を含め5事業が実施されております。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加、協力を得て開催をすることができました。

また、50周年を迎えた十勝文化団体協議会から、北一区在住の吉田武吉さんが、これまでの囲碁に対する長年の指導・普及活動が高く評価され、文化功労賞を受賞いたしました。

同時に50周年を記念して中札内村文化連盟田原喜一会長が特別功労賞を受賞しました。

11月7日には、北海道文化団体協議会が主催する道民芸術祭・十勝管内郷土芸術祭の舞台部門を、本村を会場に行いました。

なかさつ音まちプロジェクトは、ピアニストで人気ユーチューバーのフォルテさんのコンサートを9月18日に開催し、同時期に展覧会を行っていた、画家の故栗原一郎氏の作品寄贈に対し、道子夫人に感謝状を贈呈しました。

今回のフォルテさんの演奏についてもユーチューブ配信を行っております。

今後も、文化の村づくりのために、観光などと連動して、中札内村ファンづくりを目指してまいります。

アーツプレッド中札内実行委員会では、11月21日、23日にピアノコンサートを開催し、22日には人数制限をした中で、小学生・中学生・高等養護学校の生徒を招いて学校コンサートを行いました。

また、23日のコンサート終了後にファツィオリピアノの試弾会を行っております。

郷土芸能の石見神楽についてですが、島根県日和大元神楽団からオンラインでの交流の提案があり、10月16日、上札内小学校を会場に鑑賞会を開催し、児童や地域の方などが参加しました。

上札内小学校では、児童が毎年、発表会で演舞を披露していましたが、昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止となり、今年度は今回の取組みにより、来年2月に発表会を予定しております。

生涯学習講座では、10月26日に、日常生活にゆとりを感じていただけるよう、コーヒー講座を開催し、8名の方が参加しました。

図書館事業では、10月7日に、絵本の里剣淵町絵本キャラバンがやってきて、きらきら保育園と上札内小学校の2カ所を巡り、子どもたちに楽しんでもらい、17日には、文化創造センターを会場に、懐かしの紙芝居と飴細工を開催し、11月20日は、クリスマスリー

スづくりを行いました。

また、11月13日から20日までは、除籍本などの古本市を開催し、1,417冊の本をお持ち帰りいただきました。

体育関係事業では、村民スポーツ大会は、10月3日に、パークゴルフ大会を開催し、24名が参加しました。

また、10月10日には、札内川総合運動公園で150名が参加してファミリーマラソン大会を開催し、11月28日には、25人が参加してゲートボール大会を開催しております。

村民に運動の習慣化を促す目的の金曜日の運動習慣プログラムは、10月15日にお試しの体験会を行い、33名の参加者が10月29日から1月28日まで全8回の日程で、筋量の変化や運動の必要性に気づき、健康でストレスに耐えられる体を目指して取り組んでおります。

Jリーグ参入を目指す社会人サッカーチーム、北海道十勝スカイアースと11月1日に十勝管内で5番目となる包括連携協定を結びました。

今後は、健康増進やスポーツ活動を通じた連携活動を行ってまいります。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** これで各執行状況の報告は終わりました。

#### **◎日程第7 意見書案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書**

**○議長（中井康雄君）** 日程第7、意見書案第8号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題にいたします。

お諮りします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

意見書案第8号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第8号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の採択を求める陳情

○議長(中井康雄君) 日程第8、陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

ただいま議題になっております陳情第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託いたします。

なお、この陳情の委員会審査は、この会期中に終了し、報告願います。

それでは、休憩をしたいと思います。

午前11時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○議長(中井康雄君) それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 報告第5号 令和2年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長(中井康雄君) 日程第9、報告第5号、令和2年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書の提出がありました。

提出者から説明を求めます。

上田教育長。

(上田禎子教育長登壇)

○教育長(上田禎子君) 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてご報告申し上げます。

令和2年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(中井康雄君) 補足説明、阿部教育次長。

○教育次長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い、報告書を作成しま

した。

今回、別添、黒ナンバー6の報告書を地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告するものです。

教育委員会では、点検・評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧ください、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うにあたりましては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、元教育委員水崎清和氏から助言などをいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この報告書については、報告済みといたします。

### ◎日程第10 議案第63号 中札内村庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第10、議案第63号、中札内村庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、庁舎建設事業が終了したことに伴い、基金の取り崩しを行い、条例を廃止するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第63号、中札内村庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番の議案により説明を申し上げます。

議案の2ページ及び3ページをご覧ください。

中札内村庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定についてであります。本基金の条例の設置目的については、庁舎の整備に要する経費の財源に充てることとなっております。

今回、本年7月28日をもって、新庁舎外構整備工事が完了し、すべての庁舎建設事業の整備が完結したことから、庁舎整備基金、残金1万8,000円余りを庁舎建設事業費に充当して、庁舎整備基金条例を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則通り、令和3年12月24日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第63号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
議案第63号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第63号、中札内村庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第11 議案第64号 中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長(中井康雄君)** 日程第11、議案第64号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長(森田匡彦君)** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、産科医療保障制度の掛金が引き下げられたことに伴い、健康保険加入者の出産に対し支給される一時金が減額しないよう調整する目的で、健康保険法施行令が改正されたことから、これに準拠する国民健康保険出産育児一時金を同様に引き上げようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長(中井康雄君)** 補足説明、高島住民課長。

**○住民課長(高島啓至君)** それでは、黒ナンバー12番、議案関係資料1ページをお開きください。

先ほどの趣旨説明と一部重複いたしますが、今回の改正は、令和4年1月1日からの産科医療補償制度の見直しにより、掛け金が現行の1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げられることに伴い、国レベルでは、少子化対策の重要性を鑑みて、出産育児一時金の支給総額を現在の42万円を維持することで健康保険法施行令が改正されたところであります。

このことに伴い、政令に準拠した本村国保条例に規定している出産育児一時金の額を改正する必要が生じたためのものであります。

具体的な改正内容ですが、先ほどの掛け金4,000円分の減額を賄うため、新旧対照表による第6条第1項、出産育児一時金について、現行40万4,000円の基本額を40万8,000円に改める改正となります。

なお、条文内に3万円を上限とした加算の記載があるところではありますが、現行1万6,000円としている加算額を1万2,000円に引き下げる必要が生じますので、こちらは

国保条例施行規則の改正により、別途定めることとなっております。

最後になりますが、附則の通り、改正後の条例は、令和4年1月1日から施行し、出産の日に応じて改正前後の規定を準用するものとなります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第64号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第64号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第64号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第65号 中札内村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

**○議長（中井康雄君）** 日程第12、議案第65号、中札内村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、先の村議会で可決いただきました中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、更に改正の必要性が生じたほか、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布、「法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、本村条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、高島住民課長。

**○住民課長（高島啓至君）** それでは、補足説明を申し上げます。

提案趣旨にもありましたが、今回は二つの改正を併せてご提案申し上げます。

それでは、黒ナンバー12番、議案関係資料の2ページから6ページに今回の改正概要を

まとめたものを掲載しておりますけれども、7ページからの新旧対照表により説明させていただきます。

はじめに、第1条改正ですが、本年5月31日開会の第3回臨時会において、国民健康保険税の税率改正をご提案申し上げ、承認可決をいただきましたが、同時に行うべきでありました低所得世帯の均等割・平等割額の減額に係る改正を失念をしておりました。

この場をお借りしてお詫びを申し上げたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

なお、被保険者世帯の課税計算については、システム上、軽減判定、課税額ともに今回の改正内容を加えた形で納付書等が発送されていることを確認済みでありますので、併せて、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

それでは、新旧対照表の説明に入ります。

条例第15条は、国保税の減額について規定しており、第1号(1)のウ、6,300円は、後期高齢者支援金分の一人当たりの均等割額、これの7割軽減額について。

エの①から③に示す額は、同じく後期高齢者支援金分の1世帯当たりの平等割の7割軽減額について。

その下、オ、1万2,600円、これは介護納付金分の一人当たりの均等割の7割軽減額について定めるものであります。

また、第2号(2)では、5割軽減額を。

次ページ、第3号(3)は、2割軽減額について、いずれも改正後の税額をもとに遡及し、附則、施行期日により令和3年4月1日から適用させていただくものであります。

併せて、附則の適用区分につきましても、先の改正時に年度区分を設定する規定に漏れがありましたことから、今回、追加させていただくものとなっております。

続きまして、9ページをお開きください。

第2条改正となりますが、こちらは国における法律、政令の交付に伴うもので、その内容は未就学児の被保険者均等割額の減額に係る規定を、13ページ上段以下、条例第15条第2項として新規で追加するものとなっております。

具体的には、国保加入世帯に属する小学校就学前の児童に係る国保税均等割額の半額2分の1を減額するものとなっておりますが、改正後の条例では、軽減額のみ記載となっておりますので、本日、1枚ものでお配りした追加資料、こちらの方で要点のみを説明させていただきたいと思います。

1枚ものの資料を、13ページに横並びにして見ていただくとわかりやすいと思います。

第1号(1)のところですけども、国保税基礎課税分の軽減額で、資料上段からは、アは7割軽減対象、以下、順に5割軽減、2割軽減、エは軽減対象外の一般世帯としております。

上段の7割軽減を例にいたしますと、均等割基本額は2万4,000円、軽減額1万6,800円は、その7割の額で、現行は差し引いた7,200円が一人当たりの均等割課税額となっているところであります。

今回の改正により、翌年度分からは、軽減後の均等割額、Cの7,200円の2分の1をさらに減額し、残りの額を実際に負担いただくこととなっております。

条文中に謳っております金額は、資料の網掛け部分の軽減額を示しているところとご理解いただければと思います。

なお、本件第15条第2項の新設により、第15条第1項とした追加修正が多数発生するほか、条文中の字句の削除、修正などが複数箇所ございますが、こちらはいずれも法律、政令の改正に合わせた不要規定の削除、文言整理、条項の標記修正となりますので、個々の説

明については省略させていただきます。

最後になります、第2条改正における施行日につきましては、未就学児の均等割減額に関係した改正が、令和4年4月1日から。その他の文言整理などの改正は、交付の日から施行することとなっております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第65号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 提案理由の中で、一つ忘れていたということでお詫びをされたことのでわかるのですが、実は国保税ということで、6月1日を賦課期日として、6月に1年分の国保税の賦課徴収納付書を配布する中で、現在、徴収している最中なのですね。

結果として、その資料の7ページ、8ページからすると、この改正内容については、令和3年4月1日から適用するというので、過去に前例がないような遡りの改正なのです。

これについては、申し訳なかったということで、担当課長から説明がありましたからわかりましたけれども、言ってみれば、この減額対象世帯については、結果的に多くの国保税が課税されていたことになるのです。

よって、還付が生じてくるというふうに思うのです。

それで、この一部改正によって、何世帯、金額、還付する額はどのぐらいになるのか教えていただきたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 高島住民課長。

**○住民課長（高島啓至君）** 説明の方がうまく伝わってなくて申しわけございません。

税率改正に合わせて、今、手作業でなくてシステムを利用しているものですから、そちらの方は、今回の改正を含めた形で、すでに6月の時点で直した形で納付書が発布されているということでご説明させていただいたつもりであります。

ちょっと後になってしまうのですが、条例が後から付いて回る形で遡ってというところでお詫びを申し上げたところであります。

なので、世帯ごとには正規の形で納付書が発布されているといったご理解をお願いしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** この条例が改正されたとみなして納付書がそれぞれの世帯に届いていると、こういうことなのですか。

いずれにしても変な話だね。

条例に基づいて賦課しているのだけでも、条例改正については後回しになりましたよという、こういう説明なのですか。

適正な状態でないというふうに思いますので、今後、十分に気を配るなりにして、国保税の賦課徴収に当たってもらいたいと、このように思います。

**○議長（中井康雄君）** ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** それでは、ほかに質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第65号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第65号、中札内村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第66号 中札内村公営企業の設置等に関する条例の制定について

◎日程第14 議案第67号 中札内村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

◎日程第15 議案第68号 中札内村課設置条例及び中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第13、議案第66号、中札内村公営企業の設置等に関する条例の制定について、日程第14、議案第67号、中札内村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、日程第15、議案第68号、中札内村課設置条例及び中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、簡易水道事業と公共下水道事業について、令和4年4月から地方公営企業法の適用を受けるため、新たに公営企業の設置等に関する条例を制定し、それに伴い関連する条例の制定及び一部改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中井康雄君) 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー5番、議案の10ページをお開き願います。

議案第66号、中札内村公営企業の設置等に関する条例について、条例の制定を行うものでございます。

各条項について、順にご説明をさせていただきます。

第1条と第2条につきましては、地方公営企業法に基づき、簡易水道事業と公共下水道事業を公営企業とすることについて規定をしているところでございます。

第3条では、地方公営企業法の適用範囲を財務適用とすることについて規定をしているところでございます。

第4条では、簡易水道の給水区域や公共下水道の排水区域等を規定してございます。

なお、今回の公営企業法適用化に合わせ、営農用水事業は簡易水道事業に統合し、一体的な経営を行うこととしております。

第5条では、公営企業に管理者を置かず、管理者の権限は村長が行うこととしてございます。

第6条では、出納その他の会計事務について、会計管理者に行わせることを規定してございます。

第7条では、予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分の額等について規定をしているところでございます。

第8条では、議会の同意を要する賠償責任の免除の額等について規定をしてございます。

第9条では、議会の議決を要する負担付の寄付の受領等について規定をしてございます。

第10条では、法に基づく業務状況説明書類の提出について規定をしているところでございます。

最後に附則になりますが、この条例の施行日は、令和4年4月1日となります。

12ページをご覧ください。

2ですが、本条例の制定に伴い、令和4年3月31日をもって、次に掲げる条例6本が廃止となることとなります。

続きまして、議案の14ページをお開き願います。

前段の条例に関連する条例の制定でございます。

議案第67号、中札内村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例となります。

公営企業の剰余金の処分については、毎年条例に定めるところにより、または議会の議決を得て行わなければならないことから、本条例を制定するものであります。

15ページをご覧いただき、第2条では、利益処分の方法や積立金の取り崩しについて規定しているところでございます。

第3条では、資本剰余金の積立てについて、また、第4条では、欠損の処分について規定をしているところでございます。

附則になりますが、この条例の施行期日は、公営企業の設置条例と同じく、令和4年4月1日となります。

次に、議案第17ページをお開き願います。

議案第68条、中札内村課設置条例及び中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例となります。

黒ナンバー15、議案資料をご用意願いたいと思います。

資料の21ページをお開き願います。

はじめに、第1条、中札内村課設置条例の一部改正で、施設課の事務分掌に公営企業に関することを追加するものでございます。

次に、第2条で、中札内村水道事業給水条例の一部改正で、第1条では、営農用水事業が簡易水道事業と統合したことによる文言の整理を行い。すみません、21ページをご覧いただき、ご説明をさせていただきたいと思います。

黒ナンバー12、議案資料をご用意願います。

はじめに、第1条、中札内村課設置条例の一部改正で、施設課の事務分掌に公営企業に関することを追加するものでございます。

次に、第2条、中札内村水道事業給水条例の一部改正で、第1条では、営農用水事業が簡易水道事業と統合したことによる文言の整理を行い、第2条では、公営企業の設置等に関する条例の制定による文言の整理を行うものでございます。

最後に附則ですが、この条例は、令和4年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第66号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第66号、中札内村公営企業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号、中札内村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号、中札内村課設置条例及び中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第16 議案第69号 十勝圏複合事務組合理約の変更について

○議長（中井康雄君） 日程第16、議案第69号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、十勝圏複合事務組合理約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第69号、十勝圏複合事務組合理約の変更について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番の議案関係資料、22ページをお開きください。

今回の十勝圏複合事務組合理約の変更については、十勝圏複合事務組合で共同処理するごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務に、帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町に当村を加えた15市町村で取り進めてまいりましたが、令和4月1日から、幕別町における旧忠類村地域を加えるため、項中括弧内の「旧忠類村地域を除く」を削り、組合理約の一部を改正する必要があります。

地方自治法第286条第1項、組織する地方公共団体において、一部事務組合の規約を変更するときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。

よって、本定例会で協議を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第69号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第69号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第69号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第17 議案第70号 中札内村の基本構想について

○議長(中井康雄君) 日程第17、議案第70号、中札内村の基本構想についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

第6期中札内村まちづくり計画は、本年度をもって計画期間が終了することから、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応し、また、各分野における諸計画との整合を図り、村民生活の一層の向上に努めるため、令和11年度を目標年次とする「第7期中札内村まちづくり計画」を策定するもので、本計画の基本構想についてご提案申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長(川尻年和君) それでは、中札内村の基本構想について、説明を申し上げます。

黒ナンバー12番の議案関係資料、23ページをお開きください。

第6期中札内村まちづくり計画は、本年度をもって計画期間が終了することから、次期の計画の策定に当たり、令和2年度、まちづくり計画の策定に対し、庁内検討委員会を設置して、策定スケジュールや取組むべき事業内容等、情報共有を図ってまいりました。

また、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応するため、各課等の諸計画との整合を図りながら、適時、全員協議会で説明を行い、第7期まちづくり計画の基本構想や基本計画案を作成し、総合行政推進委員会にも諮問して、各分野における忌憚のない意見を賜っております。

さらに、村民アンケートやパブリックコメントにより、従来の民意の反映の手法に加え、無作為抽出により参加者を募ったワークショップを新たに取り入れ、多様な住民から多角的な視点で貴重な意見を賜っております。

ご協力いただいた皆さま方につきましては、心から感謝を申し上げますところでございます。

中札内村まちづくり基本条例の理念に則り、美しい村の持続的な展望を住民とともにつくり上げてまいりました。

令和11年を目標年次とする第7期中札内村まちづくり計画基本構想を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第70号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
議案第70号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
議案第70号、中札内村の基本構想についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第71号 中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定について

◎日程第19 議案第72号 中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定について

○議長(中井康雄君) この際、日程第18、議案第71号、中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定について、日程第19、議案第72号、中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括議題に供されました指定管理者の指定2件の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、中札内村大規模草地育成牧場のほか1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、はじめに、尾野産業課長。

○産業課長(尾野悟里君) それでは、補足説明申し上げます。

黒ナンバー5番、議案22ページをご覧ください。

議案第71号、中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定については、農事組合法人カーフゲートに、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で指定するものであります。

指定します農事組合法人カーフゲートは、平成30年10月から牧場の管理運営を受託し、保育・育成に関する知識・技能・能力を有していること。また、保育から育成まで一体的な飼養ができ、適正かつ効率的な管理運営を行うことができることから、引き続き、公募によらないで選定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 次に、成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) それでは、補足説明をさせていただきます。

同じく黒ナンバー5番、23ページをご覧ください。

中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定に関する補足説明です。

中札内村下水道施設の指定管理者の選定に当たっては、地方自治法第244条の2、第3項及び中札内村公の施設に係る管理者の指定手続きに関する条例第2条に基づき、10月1日から10月29日まで公募を行い、2社からの応募がございました。

11月17日に選定委員会を行い、各社からヒアリングを実施した結果、株式会社データベースを選定し、令和4年4月1日から5年間指定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

これら2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 下水道施設の指定管理の方でお伺いいたします。

今まで長い間、指定管理をされてきた会社がありますけれども、そこから今度新たな違う会社へ変わるということなのではございますけれども、そこ、今までの指定管理者のところで働かれていた方数名おられると思いますけれども、その方々の処遇といたしまして、待遇といたしまして、今までの指定管理者の違う部門で働くことになるのか。

それとも、新たなこのデータベースですか、この会社の中で引き継いでいかれるのか。

その辺はどのようになっているのかをお聞きします。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 11月17日に行われた選定委員会の中で、データベースを選定するにあたり、当然、今現行、指定管理を委託している村内の業者さんで働かれている方の処遇も、当然検討の中には入りました。

結果的に、データベースさんを選定するにあたり、もともとのその下水道処理施設に対するノウハウはデータベースさんも非常に多くお持ちですので、ただ、村内で雇用を確保するというスタンスも併せて言って、選定委員会に出てきて説明をされた段階で、そういう意思を示されておりましたので、当然、移行するにあたって、今現行働いておられる方については、働く意思があるかどうかの投げかけはさせていただきたいというふうにはお聞きをしております。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** それでは、これで質疑を終わります。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第71号、中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、中札内村下水道施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

それでは、ちょっと時間より若干早いですけれども、休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

○議長(中井康雄君) それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

◎日程第20 議案第73号 令和3年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第21 議案第74号 令和3年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第22 議案第75号 令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第23 議案第76号 令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第77号 令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(中井康雄君) この際、日程第20、議案第73号、令和3年度中札内村一般会計補正予算について、日程第21、議案第74号、令和3年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第22、議案第75号、令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第23、議案第76号、令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第24、議案第77号、令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての5件を一括して議題にしたいと思っております。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億2,809万4,000円を追加し、総額を55億2,905万1,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ780万8,000円を追加し、総額を4億8,810万8,000円に調整したものであります。

ます。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ6万3,000円を減額し、総額を3億3,375万5,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ11万2,000円を減額し、総額を1億5,268万6,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ262万2,000円を追加し、総額を3億9,986万2,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、はじめに川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係ある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、おおむね100万円以上の増額補正、減額補正について説明申し上げますが、委託料、工事請負費、備品購入費などの減額については、100万円以上であっても、入札等の執行及び契約金額の確定による補正理由の場合につきましては、省略させていただきます。

最初に、総体的な事項といたしまして、先の11月29日の臨時会で決定いただきました議員報酬、村長等の給与、職員の給与に関する条例の一部改正による人件費の補正について、説明を申し上げます。

54ページをお開きください。

特別職の表、下段、比較の欄でございますが、長等の欄、期末手当32万7,000円の減額は、0.15カ月引き下げたことによるものであります。

次に、55ページをご覧ください。

一般職に係る給与費明細書であります。扶養手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤及び児童4手当の増減、さらには人事院勧告に伴う0.15カ月引き下げの期末手当も含めて、調整を行っております。

また、56ページ及び57ページに、会計年度任用職員以外の職員と、会計年度任用職員別のそれぞれの明細を添付しております。

さらに、具体的な増減額の明細につきましては、次の58ページに給料及び職員手当それぞれの増減分として記載しております。

次に、54ページに戻っていただきまして、特別職共済費、55ページの一般職の共済費それぞれの減額であります。人事院勧告に伴う期末手当の引き下げによるものでございます。

なお、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、3会計の人件費に係る部分についても、給与改定等によるものでございます。

人件費に係る補足説明は省略させていただきます。

また、これにより、人件費のみの補正である介護保険特別会計の補足説明は省略させていただきます。

次に、各施設管理において共通する事項について説明を申し上げます。

本年度は燃料価格の急激な高騰のため、日本国民の一般生活、運送業、さまざまな商品や

サービスに係る値段等、物価が全体的に値上がりしている状況にあります。

そんな情勢の中、本村の公共施設において、保健センター、きらきら保育園、村民体育館、村民プール、屋内多目的運動施設、文化創造センター、各学校などの燃料費及び指定管理施設の交流の杜、上札内交流館の燃料費に係る分で、委託料の追加があります。

当初予算は、A重油であれば76円の単価で予算計上しておりましたが、現在は110円を超えているほどになってございます。

約40円程度の単価の増額になっております。

燃料費合計の補正額につきましては、10節で1,238万円余りを追加しております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るもの、新型コロナウイルスワクチン接種に対する新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金等に係るもの及び新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等が中止になったものについて、主なものを説明させていただきます。

それでは、16ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目議会費、説明欄上段、費用弁償95万6,000円の減額につきましては、研修会等の中止によるものでございます。

次に、17ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄下段、中札内村川越市中学生交流事業交付金72万円の減額は、本事業の中止によるものでございます。

次に、21ページをお開きください。

2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄下段、食糧費129万円の追加及びその下段、運搬料56万2,000円の追加は、昨年度も実施いたしましたが、本年度においても、札幌及び東京ふるさと会の交流会について中止となり、帯広ふるさと会もどうなるか見通せない中、これまで本村をいろんな面で支えていただいておりますふるさと会会員一人ひとりに、村の特産品を、村の近況報告も含め送付しようとするものでございます。

次に、30ページをお開きください。

3款民生費、2項、1目児童福祉費、説明欄中段、子育て世帯臨時特別給付金3,165万円の追加は、子育て世帯に対して、18歳以下一人当たり10万円相当の支援について、先行支援として、年内に5万円の現金給付を行うものでございます。

併せて、同額の国庫補助金を追加するものでございます。

次に、33ページ下段から34ページ下段にかけてご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,035万6,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について、感染拡大を図るため、2回目の接種から間隔を原則8カ月以上開けて接種するもので、その準備等に際して、増額補正を行うものでございます。

この内訳については、消耗品等の需用費、郵便料等の役務費、接種業務委託等の委託費、システム使用料等の使用料及び賃借料、ワクチン接種事業用の備品購入費を追加するものでございます。

併せて、特定財源といたしまして、国庫補助金についても同額の2,035万6,000円を追加するものでございます。

次に、40ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄下段、商業家賃等支援臨時助成金177万6,000円の減額及び、その下段、飲食業光熱水費臨時助成金275万3,000円の

減額につきましては、対象事業者及び助成額の確定によるものでございます。

次に、飛びまして、47ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、4目国際交流推進事業費、説明欄中段、費用弁償60万8,000円の減額、普通旅費121万5,000円減額及び中札内村青少年国際交流派遣研修事業補助金200万円の減額につきましては、ハワイとの国際交流事業の中止によるものでございます。

それでは、戻っていただきまして、新型コロナウイルス感染症関係以外の補正予算について、説明を申し上げます。

18ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、説明欄最下段、公共施設解体撤去等工事535万7,000円の減額につきましては、旧ひばり荘除去工事及び旧屋内ゲートボール場取壊工事の減であります、その原因といたしまして、指名競争入札の執行によるものであります。

併せて、特定財源といたしまして、公共施設解体撤去等の事業債480万円及び公共施設等整備基金繰入金50万円を減額しようとするものでございます。

次に、19ページをご覧ください。

5目交通安全対策費、説明欄中段、高齢者安全運転サポート補助金150万円の追加は、現予算を上回る補助申請が見込まれることから、増額するものであります。

併せて、特定財源の福祉基金も同額追加するものでございます。

次に、20ページをお開きください。

7目電子計算費、説明欄上段、児童手当システム修正委託79万7,000円の追加は、児童手当現況届の廃止等に伴う制度改正及び児童手当法に基づく特別給付対象に係る所得上限の設定の対応処理を行うものでございます。

併せて、特定財源といたしまして、ほぼ同額の国庫補助金79万6,000円を追加するものでございます。

次に、22ページをお開きください。

ふるさと納税費6,934万1,000円の追加は、当初予算では、令和元年度及び令和2年度におけるふるさと応援寄附金額を考慮し、ふるさと応援寄附金額を6億円と見込み、予算計上しておりましたが、11月末現在で5億円余りの寄附金額の状況を踏まえ、本年度のふるさと応援寄附金額を6億8,000万円と推算したものでございます。

これを受けて、一般事務の報酬、返礼品に係る報償費、消耗品等の需用費、郵便料や運搬料等の役務費、委託費、使用料及び賃借料も追加しようとするものでございます。

今回、総額8,000万円の追加に対して、特別寄附金1,200万円のうち1,100万円をふるさと納税分として追加して、福祉基金、豊かな環境等創成基金、文化振興基金、ふるさと活性化基金、この4基金へそれぞれ積立を行うものでございます。

一般寄附金6,900万円を併せて追加しております。

次に、24ページ中段から26ページ下段にかけてご覧ください。

5項選挙費、2目村議会議員選挙費、説明欄、村議会議員選挙費226万9,000円の減額及び4目村長選挙費、説明欄、村長選挙費274万2,000円の減額は、中札内村長選挙及び中札内村議会議員再選挙について、無投票により執行がなかったことによるものでございます。

次に、28ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄中段、福祉基金積立て300

万円の追加は、先に説明いたしましたふるさと応援寄附金額の増額と、長崎武氏からの寄附金が、当初予算額よりも100万円の増額となったため、福祉基金の追加となったものでございます。

併せて、特別寄附金の福祉基金給付金にも追加するものでございます。

次に、その下段、説明欄、法外援護407万円の追加につきましては、灯油価格の高騰により、世帯当たりの支給額を5,000円から2万円に増額することによるものでございます。

次に、30ページをお開きください。

2項児童福祉費、2目児童館管理費、説明欄下段、児童館改修工事203万5,000円の減額は、児童館改修工事の減額であります。その要因といたしまして、当初見込んでいた労務単価を下回ったことと、指名競争入札の執行によるものでございます。

併せて、特定財源といたしまして、児童館長寿命化事業債200万円を減額しようとするものでございます。

次に、35ページをお開き下さい。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目合併処理浄化槽事業費、説明欄上段、合併処理浄化槽設置補助金189万円の追加は、合併処理浄化槽の設置が、当初予定の設置に対して増加したことによるものでございます。

併せて、特定財源の国庫補助金も追加しております。

次に、41ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、3目観光費、説明欄上段、スノーアート事業補助金450万円の追加は、今年度においても、村観光協会において、スノーアート事業を実施する予定でございいます。

地域づくり総合交付金を活用して取り進めるものでございます。

次に、43ページをお開きください。

8款土木費、5項住宅費、3目村営住宅管理費、説明欄、修繕料334万9,000円の追加は、今後、冬期間における公営住宅の修繕が見込まれるため、増額するものでございます。

それでは次に、戻りまして、10ページをお開きください。

10ページに戻りまして、歳入について主なものを説明いたします。

最初に、9款、1項、1目地方特例交付金、説明欄最上段、減収補てん特例交付金61万3,000円の追加は、個人住民税及び自動車税等の減収に対する補てんに対する特例交付金額が確定したため、追加するものでございます。

次に、13ページをお開きください。

16款財産収入、2項、1目財産売払収入、説明欄最上段、立木売払242万3,000円の追加は、木材市況において、からまつ材売払単価の高騰により、予算見込額よりも増額になったことによるものであり、その下段の車両売払83万6,000円の追加は、下水道での運搬車として利用していた4トンダンプについて、委託先の変更により不必要となったため、用途廃止し、村民購買を行ったものでございます。

次に、下段、18款繰入金、財政調整基金繰入金600万円の減額は、臨時交付金のコロナ対策財源分を減額するものでございます。

次に、14ページをお開きください。

中段、19款繰越金で歳出に見合う額として、303万8,000円を追加し、調整しております。

次に、6ページにお戻りください。

6ページになります。

第2表繰越明許費の補正については、今回、補正追加する事業の新型コロナウイルスワクチン接種事業のうち、1,967万4,000円を繰越明許とするものでございます。

最後になります。

7ページをお開きください。

第3表、地方債補正は、公共施設等適正管理推進事業における公共施設解体撤去等事業と、児童館長寿命化事業について、確定に伴い限度額を変更するものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 次に、高島住民課長。

**○住民課長（高島啓至君）** それでは、続きまして、黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

まず、歳出予算について説明いたしますが、関連する財源につきましても、併せて説明を行いますので、歳入予算における同様の説明は省略させていただきます。

まず、1款総務費、1項、1目一般管理費、説明欄、道国保連合会負担金は、負担金の確定による増額です。

中段、2款保険給付費、2項、1目一般被保険者高額療養費は、当初1カ月当たり240万円の支出を見込んでおりましたが、月当たりの支出額が290万円ほどまで達しており、年度末までの予算に不足を生じる恐れがあるため、620万円を追加補正するものであります。

なお、ページ中段の財源内訳に記載するとおり、北海道からの保険給付費等交付金、普通交付金を同額で見込み、歳入予算において追加しております。

その下、6款保険事業費、1項、1目保健衛生普及費、説明欄、郵便料6万6,000円の追加は、被保険者宛てに発送いたします特定健診受診勧奨通知の郵送料に不足を生じるため、増額するものであります。

なお、ページ中列の財源内訳に記載するとおり、北海道からの特別交付金、保険者努力支援分を同額で見込み、歳入予算において追加しております。

続きまして、8ページ、9款諸支出金、1項、3目保険給付費等交付金償還金111万5,000円の追加は、令和2年度において、交付収入済であります普通交付金、特別交付金等の精算により、道への返還が生じたことから、増額補正するものであります。

その下、4目特定健康診査等負担金償還金42万5,000円の追加は、先ほどと同様に、令和2年度分の特定健診に係る交付金の精算により、返還確定額として増額するものであります。

最後に、6ページの歳入までお戻りください。

ページ中段、5款繰越金、154万2,000円の追加は、今回の補正に伴う国保会計全体の財源調整を行うためのものであります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 次に、成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業について、ご説明申し上げます。

黒ナンバー10番、簡易水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開き願います。

歳出からご説明を申し上げます。

1 款簡易水道費、説明欄中段、施設整備費、工事請負費 9 1 万 3, 0 0 0 円の減額は、メーター取替工事の執行残となっております。

その下段、一般経費、公課費、消費税 1 1 3 万 6, 0 0 0 円の増額は、確定申告により額が確定したものであるものでございます。

その下段、簡易水道事業基金積立金 2 2 8 万円の減額は、今回の補正予算の財源調整を行うものでございます。

その下段、受水費、負担金補助及び交付金 2 3 0 万円の増額は、水道企業団から工場など大口使用水量の増加に伴い、受水量の増量が必要となったことによるものでございます。

次に、8 ページをお開き願います。

共同施設管理費でございますが、人件費を除き、すべて執行残によるものでございます。

次に、6 ページにお戻りいただき、歳入予算についてご説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金の共同施設維持管理負担金 1 1 万 2, 0 0 0 円の減額は、歳出の共同施設維持管理費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額するものでございます。

以上で簡易水道事業の補足説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計について、ご説明を申し上げます。

黒ナンバー 1 1 番、公共下水道事業特別会計補正予算書の 7 ページをお開き願います。

歳出予算からご説明いたします。

1 款総務費、説明欄下段、下水道事業費、旅費 1 7 万 6, 0 0 0 円の減額は、コロナウイルス感染症により、研修会の中止、交付金ヒアリングなどがウェブ会議等により実施になったことによるものでございます。

次に、2 款浄化センター維持管理費、説明欄上段、浄化センター管理費、需用費、消耗品費 2 7 0 万円の増額は、これまでも説明してきておりますが、浄化センターの処理水の状況が改善しないため、薬品代が増加し、対応するものでございます。

次に、6 ページにお戻りいただき、歳入予算についてご説明を申し上げます。

4 款繰入金、5 3 万円の減額は、歳入歳出の増減により、財源調整を行うものでございます。

5 款繰越金、2 9 6 万 6, 0 0 0 円は、前年度余剰金を繰り越すものでございます。

以上、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第 7 3 号から議案第 7 7 号、これら 5 件を一括して質疑を行います。

質疑はありますか。

6 番船田議員。

**○6 番（船田幸一君）** 私から 1 1 番について。

冒頭、村長の報告の中にもありましたけれども、流入水の汚れが基準値を超えており、当面は回復が見込めないため、薬品、沈降剤の増加が必要な状況にあるということで、先ほど、成沢課長から、これについて薬品代だという話で 2 7 0 万円の計上の話がありました。

全員協議会のときも、お話は説明を承っておりますけれども、私としてちょっと懸念される事項がございます。

これに至る経過についてであります。

これらに至るまでの原因究明がされているのか。

それとも、これについて、事業者によるものなのか。

それとも、工場施設に問題があるのか。

先ほど、指定管理者が変わったというお話もございました。

さまざまな要因がおりかと思ひますけれども、原因が特定されて究明されているのか。また、将来にわたってこれについてはどうなってくるのか。

その辺についての見通し等を含めてお話を伺ひさせていただきたいと思ひます。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 浄化センターの汚水の汚染については、これまでもご説明していたとおり、専門用語でBODの数値が高いというのですが、実を言うと、下水道施設のBODの処理能力の、多いときであれば2倍以上の汚水されたものが入ってくるというのが現状でございます。

その部分について、今までも言っていました、ディッチ汚泥槽の微生物による分解がなかなかうまくいかない。

安定しているときもあれば、どうしてもまた、先ほど言ったBODの数値の高い汚染水が入ってくると、その状態がまた戻ってしまう。

そういう状況が繰り返している状況で、今の指定管理をしていただいている会社の方も、行政と一緒に何ができるかということで努力はしているのですが、なかなかそのBODの数値が下がらないと難しい状況ですというふうなお話をいただいているところでございます。

今回、指定管理を入れたときに、若干、先ほど認定をいただいていた会社の方は、うちの副村長の方からも、相当な技術があるというふうにお話をされたと思ひますが、そういった部分についても、解析をしながら、解消に向け努力をするという話も承っておりますので、今のものが改善するかどうかは、今後いろんなことを実施してみなければわからないというふうに言われておりますが、そのことには期待をしているところでございますし、実はそのBODの水準を下げるよう、工場等の部分についても、職員、企業回りをしながら、それぞれの企業努力を含めてお話をさせていただいているところでありますし、それぞれの企業でいろいろな努力をされておりますので、今後、数値が下がるということを少し期待はしているところでございます。

ただ、今の現状の中でいきますと、薬品を使わないと処理ができないという状況にあり、昨年の薬品代と同等程度の薬品が必要になるということで、今回の補正となっているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** 昨今の雨が平準化した形で降水の量がなだらかな減少、過去の実態に合っていない部分もあるのかもしれませんし、一般利用者の利用の仕方によっても、多々、変遷があるのかなと思ひれますし、また、今後冬場にかけて、春先の融雪水等々による影響も懸念されるわけであります。

今言った話も十分考慮されて、村民に迷惑をかけない。

そしてまた、河川にも迷惑をかけないような水道事業会計事業に努めていただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** ご意見として伺ひしたいと思ひます。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 同じく下水道会計で関連してちょっとお聞きいたします。

今、施設課長の方から、今回の補正追加分を入れると、昨年とほぼ同額ぐらいの消耗品費の額になりそうだというお話でございました。

この大口利用者の中で、1企業だけなのか何社なのかがわかりませんが、やっぱり

そこだけでこれだけ薬品代がアップしてきているのですよね。

平成30年ぐらいのころですと百二、三十万円ぐらいで収まっていたものが、令和元年度ぐらいから急激に上がりだしてきて、令和2年度については1,400万円ぐらいかかっているということで、これ本当に、何社なのかよくわかりませんが、そこだけのためにこれだけの多くの薬品代がかかるというのはやっぱりちょっと問題だと思うのですよね。

これから指定管理者が変わって、またいろいろ研究されて、この薬品代等が下がっていけばいいのですが、これがやっぱりずっと続くということになると、企業側にもある程度、さらなる努力をしていただかないと問題があるのではないかなというふうに思います。

それと、この薬品を多く使うことによって、最終的に汚泥ですか、その量に関しては増えていないのかどうなのか。

その薬品を使うことによって、汚泥の量も増えているのかどうなのか。

その辺についてをお聞きをいたします。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 若干は汚泥の量は、当然、通常で処理するものを薬を入れて無理やり流せる水の基準にしますので、若干は出ますが、当初予定していた処理量で間に合うという予定をさせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 企業側とどういった協議をされているのか。

このままやっぱりその薬品あたりを使いながら濁度を下げていく方法しかないのか。

やっぱり企業側としてもっと前処理で何か改善できる点がないのか。

その辺の協議というのはどのようになっているのでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 今回、指定管理の2社出てきていただいたときに、現状の処理の部分についてどうしていくかということも含めて提案をいただきました。

現状、管理委託を実施をしていただいている指定管理者からは、先ほど言ったBODの数値が下がらないと改善は難しいという話を、ヒアリングの中では受けております。

ただ、もう1社につきましては、まだ改善する余地があるのではないかと提案も受けておりますので、そういった部分については、いろんな角度から調整をしたり、沈降剤ではなくて、凝集剤というのを使っているのですが、それは企業側が選んで使うのですが、それ自体がもしかしたら今に合っていない凝集剤を使っている可能性も十分にあるので、そういったところも調査をしながら、基準を下げ、薬品を下げる。

さらには、薬品を下げて安定させることによって、脱水汚泥も少なくするというようなお話をいただいておりますので、そこにはちょっと期待をしたいなと思うのですが、ただ、先ほども言ったように、それが絶対ではないというふうにお話を聞いておりますので、そういった努力をしながら、改善に向けて、調査も含めて行うという話をいただいております。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 今、ご質問の中にありましたその排出しているBODの高い下水を排出している企業については、当然、施設課長の方からもあったとおり、それぞれ、BODを下げるよう要請をこれまで続けてきました。

結果的に、その1社については、除害施設を設置するというので、今その設置をしている最中ということでございます。

それが稼働すれば、そこから先、BODを下げた状態での水を流す。

ただ、ご存じのとおり、本村における下水の処理水、大口の企業があるとその割合がどう

しても高くなると。

一般の家庭から出る下水よりも大口の企業さんから出る汚水の方がどうしても多くなるので、その濃度が高くなるという、そういう状態になっております。

ただ、そういう努力を今していただいておりますので、その辺は今度の指定管理の変更も併せて、調整が何とか進むのではないかとというふうな期待をしているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** その大口さんの利用の件で、1社と理解しているのか、何社が絡まり合ってBODが高くなっているのか。

その辺はどうなのでしょう。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** BODの基準を超えているものについては数社ございますので、ちょっとそれぞれ企業名についてはあれなので、数社というお答えをさせていただきますが、そこについては、相当の経費もかかるので、企業努力の中で、現在、行政と打合せをしながら、いろいろと体制づくりしていただいているというふうに理解をいただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑はございますか。

1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** 一般会計補正予算の33ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に関連して質問をさせていただきます。

執行状況報告にもありましたとおり、5歳から11歳以下の接種体制の準備を行うということで、定例会で補正予算があがっておりますけれども、現在想定しております5歳から11歳以下の接種の開始時期、また、予約の受付方法。

今、成人の方などは電話とあとLINEを使ってそれぞれ予約をしておりますけれども、小学生がほとんど対象になりますので、学校に通学されている時間帯を除いてということになりますと、土曜日もしくは時間帯が集中する可能性もありますので、今考えておられる予約の受付方法。

あとは兄弟が2人、3人ということで、保護者にとっては1日で済ませたいというのが正直なところですので、1日に接種できる人数もワクチンの数で決まっていると思いますので、そのあたりをどのように考えておられるのかということと、あと、今12歳以上で子どもさん受けられている方もいるというふうに、村民の方からも聞いておりますけれども、今いろいろワクチンの副反応について情報を検索しますと、良いことも悪いこともたくさん書かれております。

最終的には保護者がどうするかを決定するのですけれども、今までそのような関連で、例えば、保健センターなり診療所に何か相談のようなものがあつたのかどうか。

そのようなときにはどういうふうな対応をされたのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** ただいまご質問がありました5歳から11歳までの方のワクチンのスケジュールについてなのですが、ちょっと今時期的なものについては、まだ検討中というところです。

まずは高齢者の方から始まっていくのかなというところで話は進めておりますけれども、恐らく時間帯を少し設定するですとか、今ご質問があつたように、兄弟で受けられるような体制だとか、少し話を詰めていきたいなというふうには考えているところです。

今、時期的なものはちょっと未定となっています。

今の段階の話の中では、土曜日の接種はちょっと予定をしていないということですので、平日の受けられる時間になるのかなというところでございます。

それから、12歳以上の方のワクチンに関するご相談があったのかどうかというところですが、ちょっと具体的な件数とかは把握していませんけれども、幾つか相談はあったかと思いますが、たまたま先生がいらしたときには、診療所の先生におつなぎをしたりですとか、専門的な相談窓口等もありますので、恐らくそちらの方をご紹介したりだとかというような対応はしているかと思います。

ネット上の情報とかいろいろありますので、相談があったときには、きちんと対応をしたいなというふうに思っております。

**○議長（中井康雄君）** 1番木村議員。

**○1番（木村優子君）** 今まだ検討中ということですので、成人の方だと接種の方法は奥の部屋で一列に少しずつ間隔を空けて、一人ずつ座って待っているというような状況なのですけれども、年齢が低学年の5歳ぐらい6歳ぐらいのお子さんだと、一人で待っているのも、注射を打つこと自体がやっぱり怖いというお子さんもいらっしゃると思いますので、例えば、保護者が横について安心して受けれるとか、そのような、接種の状況といたしますか、体制もちょっと考えていただいて、なるべくスムーズにお子さんが不安なく受けれるような状況にさせていただけたらと思います。

**○議長（中井康雄君）** ご意見として伺いたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** 私、7番の30ページですね。

子育て世帯臨時特別給付金で、年内5万円ということで3,165万円の計上ということでお話がございました。

テレビや新聞報道のニュース等を見ていると、この補正予算書ができる前とできた後で情報はかなり変わってきていると思います。

その点について、先ほど補足説明がされませんでしたので、ご確認をさせていただきます。

国の方針としましては、6月以前は6月まで仕切って、地方の行政の判断によって、財政に余裕がある場合は立て替えてやってもいいですよというようなお話がされていて、つい最近になりますと、地方行政の判断だというふうに話が変わってしまいました。

このことと照らし合わせて考えていったときに、この補正予算書が今の国の方針と合っているのかどうか。

その点含めて、村の考え方、つまり、クーポンを使わずに、年内、村が立て替えてでも10万円を交付するのか。

あるいは、国の通達が、情報があったときにできたこの補正予算書でもって物事を進めていくのか。

その辺の考え方について、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** ただいま、船田議員の方からご質問がありました子育て世帯の臨時特別給付金の関係、少しご説明をさせていただきたいと思います。

一応、年収960万円以上世帯を除きまして、0歳から高校3年生までの子どもたちに、一人当たり10万円の給付ということで、今回、先行的に5万円の現金給付を行うということで補正予算に計上をさせていただいております。

この制度の今の考え方としまして、いろいろ情報は出てきてはおりますけれども、ひとまず現金給付、それから、3月ぐらいをめぐるといふような情報でありますけれども、一つはクーポン券、子育てに係る商品などを購入できるようなクーポン券を5万円相当分給付するような考え方ですとか、また、子育て用品を購入できるような専用サイトにアクセスをして、そこから購入をできるような仕組みですとか、あと、今おっしゃられたような現金給付の形も地域の実情に応じてというような話が出てきておりますけれども、今現在出てきている情報では、現金給付につきましては、6月ころまでにクーポンなりの支給の体制が取れなかった場合などの実状に応じて、対応を検討できるというような情報で来ております。

ただ、今、各町村の取組み状況なども、道の方でどういふふうを考えているかというようなことも集約されてきているような状況ですので、確定的なものでは、今ないのかなというふうに思っています。

これからいろいろ情報収集をして、村民の方にとってどういふ形がいいのかも含めて、検討していくことが必要なのかなというふうに思っています。

制度上は、今回、5万円の補正予算上げさせていただきましたけど、その対応は今も変わっていないというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** クーポンの印刷代が村だ、村でない、あるいは、それについてはどうだこうだという情報が流れていましたけれども、その点について、お話が今ありませんでしたので、改めてお伺いしたいと思います。

と申し上げますのは、その印刷するにしましても、入札業者という方が当然印刷されるわけですから、全体的にいった場合、お金が回るという観点で考えたら、国会の中で、あるいは、国会外で話されていることが正しいかどうかちょっと理解に苦しむところでありまして、村としては、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 今のご質問、恐らくクーポンを配るとなると、結果的にクーポンの印刷経費だとかそういった費用がどんどんかかっていく。

それに対してどういふふうを考えているかというようなご質問だったというふうに思います。

私もこういうケース、一般的に国からすべて助成がされますから、言ってみればそのことで村の一般財源が増えるだとかそういったことは基本的にはないわけです。

つまり、お金がかかろうが掛かるまいが。

そういう面で見れば、国の基本的な方針に基づいてやるというのは本筋なのかなというふうには思いますが、以前、地域振興券という振興策が出たときも、同様に、市町村の印刷経費含めて国庫補助で見るといふようなタイプのもので出てきていました。

やっぱり考え方としては、できるだけ経費はかけないように済むのであれば、その方がいいのだと思いますが、今、高桑課長の方からもあったとおり、基本的に国の方針自体が確定的に村としても捉えられない、自治体が捉えられている状況ではないということではございますから、その方向性がある程度固まった段階での判断ということしかやっぱりこの段階では言えないのかなと。

当然なのですが、その部分の追加の、まだ5万円分しか補正予算計上しておりませんので、残りの部分については、当然補正対応という、クーポンであろうが現金に変更しようが、追加補正ということになりますから、それまでの間に、ある程度国の方針が固まって、村の方針もこういうふうにしよふということに固めれば、その分をご提案したいというふうに思う

ところであります。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑はございますか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、何点か質問させていただきます。

21ページのふるさと会地域交流事業の関係です。

行政執行報告で、ふるさと会員について、昨年に続いて、枝豆などの地場産品を送りたいと、こういう報告がありまして、私も同感をするところであります。

それで確認したいのは、ちょっと細かい質問なのですが、枝豆などということ、枝豆と何と何を送るのか。

そして、東京、札幌、帯広を加えた総体の人数は何人なのかを教えてくださいたいと、このように思います。

それと、今、船田議員と重複すると思いますけれども、子育て世帯臨時特別給付金のことであります。

説明によりますと、18歳以下、10万円、年内については5万円を現金給付したいということなのですが、年内に5万円給付ということは、私の知る限りでは、中学生以下の子どもについては、児童手当の世帯、これについては申請なくして、自動的に年内支給が可能であるという、そんなことを聞いているのですが、それでいいのでしょうか。

それで、中学生以上ですから、16歳から18歳の人、これについては申請が必要だと言われているのですね。

これについては、申請が必要なのですが、年内に5万円を支給をしたいということですから、これで良いのかどうかという点です。

それと、今、クーポンの話も出ましたけれども、昨日時点での政府の見解ですね。

私もテレビ見る機会多いですから、そういう報道よく聞いているのですが、内閣の官房長官ですか、基本的にはクーポン給付を基本に検討いただきたいが、地方自治体の実状に応じて現金給付も可能とするという、こういう統一見解を昨日出したということで報道されております。

それで、クーポンの関係も先ほど言ったように、いろんな考え方あるというふうに思うのですが、こういう小さい自治体についてはどうなのでしょうかね。

本当にクーポンの5万円ということで、使い道があちこち出てくるのかどうか。

ちょっと疑問に感じる場所もあるのです。

クーポンの給付というのは、言われるとおり、民間事業者の振興、あるいは、新たな子育てサービスの創出、消費の下支えなどにつながることを期待されるので、クーポンの給付をしたいと、こういうことなのですが、そんなことを考えると、このクーポン給付については、私は何かこういう小さい自治体については、現金給付を考えるべきでないのかなというふうに思いますので、その辺の見解について教えてくださいたいというふうに思います。

それともう1点は、43ページの村営住宅管理費、修繕料334万9,000円なのですが、説明では、冬期間の修繕をやりたいということなのですが、この時点でどういうふうな修繕を考えて多額の300万円を補正をしているのか。

その点について伺いたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 申しわけございません。

時間ちょっと経過しましたので、若干休憩をしたいと思います。

2時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時14分

**○議長（中井康雄君）** それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

黒田議員の質問に対する答弁の方からお願いいたします。

川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** それでは、私の方から、黒田議員の質問に対して、ふるさと会会員に送付する特産品の内容と、それには、各ふるさと会の送付する人数というような質問だったかと思えます。

ふるさと会会員に送付する特産品の内容でございますが、これまで農協職員と総務課職員で、今いろいろ検討してきているわけなのですが、まず、枝豆と枝豆の加工品、例えば、黒枝豆コロッケやら枝豆どら焼きと、そういったような加工品を入れて送付するような形になります。

それと、会員につきましては、帯広ふるさと会が60名、札幌ふるさと会につきましては203名、東京ふるさと会につきましては223名という形で送付することになりますが、昨年同様な形で発送をしておりますが、発送後に死亡された方とか、住所不明で返品された方につきましては、そういうものを整理して、今回発送を考えているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** 黒田議員からの子育て世帯臨時特別給付金の関係の1点目の質問ですけれども、高校生のいらっしゃる世帯への支給方法についてですが、高校生育成支援支給台帳というのがございまして、そちらの方で振込先口座等の情報がありますので、それを活用させていただきまして、申請不要で支給ができるようなことで進めております。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 先ほどとちょっと重複する部分はありますけれども、どちらにしても、この12月いっぱいには現金給付5万円をまずはやって、今のところはそのクーポンの詳細等確定しているわけではないというふうに思っていますので、その段階で方向転換もあるのかもわかりませんが、今のところは、基本原則に基づいて、まずは12月の現金給付というところで考えているところでございます。

その後の変更等について、今の段階で村としては方針が持っているわけではございません。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 公営住宅の修繕の関係でございますが、総務課長からの冬期の修繕という話があったかと思われませんが、今後の見込まれる修繕のことを冬期間に行うので、冬期にというような表現を用いたと思われませんが、具体的にちょっと説明をし直させていただきたいと思いますが、9月の補正で今後見込まれるということで250万円追加をしておりましたが、11月末現在で、すでにもう残りの修繕費が30万円程度になっております。

今後見込まれるということで、暖房機含めて、機器類で148万8,000円を見込み、さらに一般修繕、入退去に係る修繕合わせて186万1,000円というふうに見込んで、

合計を330万円ということの補正ということでございます。

**○議長（中井康雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 子育て世帯の臨時特別給付金の関係ですけれども、先ほど福祉課長が高校生については口座があるという説明をしていましたけれども、主に高校生なのですので、18歳以下ということになれば、高校、中にはいない人もいるよね。

それで、一般的なことなのですが、それらについては申請が必要だというこんな細かい報道がされていたのです。

よって、基本的には年内5万円の給付をしたいということなのですけれども、はたして申請が必要で年内支給というのは大丈夫だということに答弁されているというふうに思うのですが、ぜひ、そんな方向で進めていただきたいなということです。

それと、副村長が言っていましたクーポンの5万円相当という話ですけれども、今後の話になるかと思うのですが、国のこの基本的な子育て10万円というのは、子育てのための部分なのですね。

5万円プラス5万円。

例えば、対象者のうちの子どもたちのために5万円のクーポンを使うとすれば、果たしてこういう小さなところで何に使えるのかなということを見ると、ちょっと難しい面が多いのではないのかなというふうに私は感じるわけですね。

だから、子どものための給付ということで、今後、庁内的にも、外部に聞くのかちょっとわからないですけども、ぜひそういう声を聞きながら、うちの判断として固めていってほしいと。

このことについては、政府もそういう判断を出しましたから、十勝管内の自治体もどうするかということでもいろんな形が出てくると思うのですが、ぜひそういうことで検討をしていってほしいものだというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** 説明を少し補足させていただきますけれども、高校生の世帯については、ほぼ網羅できているというふうには聞いておりますけれども、それ以外についても、転入転出の方ですとか、高校生の年齢相当の方についても把握はしております、一応申請が必要な方たちの世帯といのも実はありますので、そちらの方は申請を受けて支給するという形になっています。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

4番大和田議員。

**○4番（大和田彰子君）** 41ページの観光費のスノーアート事業補助金について、お伺いたします。

450万円とありますけれども、先ほどの説明では、今年も予定しているというところですが、当初予算ではどうだったのかなと思って調べましたら、そこには上がってはいませんでした。

それで、最初はコロナ禍で予定はしていなかったのかなというふうに、私考えてはいたのですが、去年もスノーアート事業はありましたし、その辺の、ここきて450万円補正予算で書かれているので、今の時期に上がってきたのはどういうわけなのかなというところもちょっと説明していただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** スノーアート事業の予算につきましては、この間、過去2年間

実施してきておりますけども、すべて当初予算ではなくて、この時期の補正予算で予算計上をさせていただいております。

この時期に補正予算を上げる理由としましては、先ほど総務課長の説明もあったとおり、道の地域づくり総合交付金、こちらの方も併せて申請をさせていただいております。

道の交付金の採択見込みが立ったということもありまして、この時期に事業費の方を、今回450万円補正し、最終的には道の方から2分の1以内の210万円が最終的には観光協会の方に入ってきて、村の方にその分を含めて戻入していただくというような流れになっております。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑ございますか。

1 番木村議員。

**○1番（木村優子君）** 一般会計補正予算書25ページから26ページの村長選挙費についてなのですが、今回、村議会議員選挙費も村長選挙費も無投票ということで執行なしということで減額になっておりまして、私自身、今回、村議会議員再選挙の方に立候補させていただいて、選挙活動の方したところ、ポスターを設置する場所について、手伝わっていただいたお仲間さんからもちょっとお話をいただいて、そのポスターを設置する場所についてはどのような基準で決めたのかということと、あと、実際設置していただいていたときに、私も後で見て回ったのですが、ほとんど人が住んでおられないところ、多分あまり見ないだろうなというような場所に設置していたところがありまして、前回9月の補正では、衆議院選挙のその設置の際に、木材の高騰で設置の看板を高くなるので補正したという経緯もあって、やはり税金を使われてそこに設置しているということですので、今後、場所について、例えば、検討する余地があるのかどうか。

設置数を増やすのか減らすのかちょっとわからないのですが、まちな設置した基準がいつなのかちょっとわからないのですが、今、まちな人口、住まわれている人の地域も大分変わっているかなと思いますので、そういったところについて、例えば、人がもっと住んでいるところに看板を設置するとか、そういった検討がされるのかどうか。

その辺についてお聞きしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 木村議員の選挙看板設置箇所の関係だと思っておりますが、こちらの部分につきましては、設置個数につきましては、しかるべき法律に基づいて設置をしております。

この個数は変わりません。

第1投票区何基、第2投票区何基というような設置個数は変えることはできませんが、設置する箇所につきましては、これまでやってきたところということで取り進めてきております。

この部分につきましては、ちょっと検証して、どういうことなのかということも含めて、今後、設置する箇所についてもちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

検討して、これまでそこに設置してきておりますので、村民の皆さまもそういったような形で、あそこにあるというようなことも含めて、必要ではないかというふうに判断することもございますし、この部分につきましては、選挙管理委員会の中でもちょっと検討して、その箇所につきましては協議していきたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。

なければ、これで質疑を終わります。  
議案第73号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
議案第73号、令和3年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。  
議案第74号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
議案第74号、令和3年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。  
議案第75号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
議案第75号、令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。  
議案第76号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
議案第76号、令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。  
議案第77号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第77号、令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長(中井康雄君) 本日の日程はすべて終了しました。

12月13日まで休会とし、本日はこれで散会します。

散会 午後 2時31分